

「国内資源由来肥料の利用拡大プロジェクト」ロゴマーク
～国内肥料資源推進ロゴマーク～
募集規程

第1. 目的

農林水産省は、令和5年2月に「国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会（以下「全国推進協議会」という。）」を設置し、この全国推進協議会の取組の一環として、令和5年6月に「国内資源由来肥料の利用拡大プロジェクト」を立ち上げるなど、国内の肥料関係者間のマッチング機会の提供、先進事例の横展開・関連情報の発信等、全国各地における国内資源由来肥料の利用拡大に向けた種々の取組を行っています。

この度、国内資源由来肥料の利用拡大に関する取組を更に促進させるため、「国内肥料資源推進ロゴマーク」を作成することとし、全国より広く募集します。

第2. 募集の概要

(1) 募集内容

ロゴマークを目にした肥料関係者及び消費者に本プロジェクトを広く認知していただき、国内肥料資源（※1）及び国内資源由来肥料（※2）について関心を抱いてもらえるようなロゴマークを募集します。

なお、我が国は農業生産に必要な不可欠な肥料原料の多くを海外に依存し、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受ける状況であることから、堆肥や下水汚泥資源など国内にある肥料資源について、安全性を確保した上で使えるものは肥料として使い、肥料について過度な輸入依存からの転換を進めていく必要があります。ロゴマークの作成に当たっては、こうした状況を考慮したものとしてください。

※1：国内肥料資源（国内資源）：家畜ふん堆肥、下水汚泥資源、食品残渣などを指す。

※2：国内資源由来肥料：上記に示す国内肥料資源を用いて製造した肥料。詳細は、別紙の「～国内肥料資源推進ロゴマーク～概要」をご確認ください。

(2) 応募要件

- (ア) 国内肥料資源（家畜ふん堆肥、下水汚泥資源、食品残渣など）を利用した肥料生産をイメージさせるデザインのもの。
- (イ) デザイン中に「国内肥料資源」という文言を入れたもの。
- (ウ) わかりやすく、シンプルなもの。
- (エ) 未発表のオリジナルなもの。
- (オ) 作品は原則カラー。
- (カ) ロゴマークは肥料製品に貼与するシール等での使用も検討しているため、2 cm×2 cmの大きさでもロゴマークが認識できるようなデザインにすること。

なお、ロゴマークの使用に関する権利については、以下のとおり定めることとします。

1. ロゴマークに関する一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定められる

権利を含む。)は、農林水産省に帰属する。

2. ロゴマークの作者は、農林水産省が利用規程に基づき行う、利用・管理・処分等の行為について著作権者人格権を行使しないものとする。
3. ロゴマークの利用について、利用期限は設けない。

(3) 応募方法・宛先

別紙の応募用紙に必要事項を記入の上、作品と併せて電子メールにより以下の宛先へ送付してください。1 応募者当たり3 作品まで応募可とします。1 作品につき1 ファイルとし、ファイル形式は JPEG 又は PNG 形式とします。電子メール容量の上限は7MB までとし、それを超える場合は電子媒体 (CD-R 等) で郵送にてご提出ください。

(宛先)

農林水産省農産局技術普及課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-6744-2182 E-mail : kokunai_shigen@maff. go. jp

(4) 募集期間

令和5年6月9日(金)～6月28日(水)(必着)

(5) 審査・公表

厳正な審査の上で公表します。審査結果は、応募者へ通知するとともに、プレスリリース等農林水産省ホームページ上で公表します。なお、選定されなかった方への通知は行いません。また、作品の公表にあたっては、応募者の住所(都道府県名のみ)及び氏名(ペンネーム可)を併せて公表します。

第3. 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は募集内容及び応募要件に沿った表現となるように注意してください。
- (2) 応募作品は、拡大、縮小及びグレースケール等での使用も考慮したデザインにして下さい。
- (3) 応募作品は、応募者又は応募者が本件に応募することについて同意した者が、自らの着想に基づき制作した未発表のものに限ります。
- (4) 知的財産権など第三者の権利を侵害するものは応募作品とすることができません。第三者の知的財産権を侵害する疑いのある作品については、審査結果後であってもロゴマークへの採用を取り消すことがあります。
- (5) 応募作品に関する一切の知的財産権(著作権法第27条及び第28条に定められる権利を含む。)は農林水産省に帰属することとし、応募者は、農林水産省が定めたルールの下で応募作品に関して行う、利用・管理・処分等の行為について著作権者人格権を行使しないものとします。
- (6) 応募作品について、著作権等に関する争議が生じた場合、農林水産省及び「国内資源由来肥料の利用拡大プロジェクト」は一切責任を負いません。
- (7) 審査状況や審査結果に関する問い合わせには応じられません。
- (8) 郵送いただいた応募作品の返却は行いません。

(9) 次の各号のいずれかに該当する応募は受け付けないものとします。

- ① 「第2. 募集の概要」の(1)(2)(3)に当てはまらない内容のもの。
- ② 「第2. 募集の概要」の(4)以外の期間に応募があるもの。
- ③ 応募内容に虚偽の記載があるもの。
- ④ 他の応募者もしくは第三者の知的財産権を侵害するもの、又は侵害するおそれのあるもの(既存キャラクターを使用したものなど含む)。
- ⑤ 応募者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当する場合。

第4. 採用の取消

次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、事務局の判断で採用・掲載を取消します。

- ① 応募内容に虚偽の記載が判明したもの。
- ② 応募者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当することが判明した場合。
- ③ その他、掲載内容について事務局が適当でない判断した場合。

第5. 免責事項

農林水産省及びその他外部応募内容掲載先等は、応募者の応募内容に起因又は関連してその他の第三者(他の応募者を含みます。)との間でトラブルが発生した場合、当該応募者は自らの責任において当該トラブルの解決を図るものとし、農林水産省及びその他外部応募内容掲載先等はこれに関し何らの責任を負いません。また、農林水産省及びその他外部応募内容掲載先は、掲載したロゴマークに起因又は関連して閲覧者に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとします。

第6. 個人情報の取扱い

農林水産省が入手した応募者の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づき適切に管理します。業務に関係する施設等機関の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様とします。なお、あらかじめ応募者の了承を得た上で、第三者に応募者の個人情報を提供することができるものとします。

(担当)

農林水産省農産局技術普及課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-6744-2182 E-mail : kokunai_shigen@maff.go.jp